

国土建第245号
平成27年1月30日

(一社) 全国建設業協会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長



「国土交通大臣に係る建設業許可の基準及び標準処理期間について」
の一部改正について

平成26年6月4日に、建設業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第55号）が公布され、建設業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第308号）及び建設業法施行規則等の一部を改正する省令（平成26年国土交通省令第85号）とともに、その一部を除き、本年4月1日から施行される予定です。

つきましては、「国土交通大臣に係る建設業許可の基準及び標準処理期間について」を別添のとおり改正し、北海道開発局事業振興部長、各地方整備局建政部長及び沖縄総合事務局開発建設部長に通知するとともに、各都道府県建設業担当部局長に参考送付したところです。

つきましては、貴団体傘下の建設業者に周知・指導方お願いいたします。

また、改正後の「国土交通大臣に係る建設業許可の基準及び標準処理期間について」は平成27年4月1日より適用されることとなっております。

◎国土交通大臣に係る建設業許可の基準及び標準処理期間について 新旧対照表

新 (平成 27 年 1 月 30 日)	旧 (平成 25 年 4 月 17 日)
○ 国土交通大臣に係る建設業許可の基準及び標準処理期間について (平成 13 年 4 月 3 日国総建第 99 号 総合政策局建設業課長から地方整備局建政部長等あて) 最終改正 <u>平成 27 年</u> <u>1 月 30 日国土建第 243 号</u> 建設業法 (昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。) 第 3 条第 1 項の規定により地方整備局長、北海道開発局長及び沖縄総合事務局長 (以下「地方整備局長等」という。) が建設業の許可 (許可の更新を含む。以下同じ。) を行う際の基準及び標準処理期間については、別添 1 及び別添 2 により取り扱われるよう通知する。 なお、行政手続法 (平成 5 年法律第 88 号) 第 5 条第 1 項及び第 6 条の規定により、地方整備局長等が建設業の許可を行う際の基準及び標準処理期間については、これを定め、又は定めるよう努めた上、これらを備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならないこととされているので、遺漏のないよう取り扱われたい。	○ 国土交通大臣に係る建設業許可の基準及び標準処理期間について (平成 13 年 4 月 3 日国総建第 99 号 総合政策局建設業課長から地方整備局建政部長等あて) 最終改正 <u>平成 25 年</u> <u>4 月 17 日国土建第 10 号</u> 建設業法 (昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。) 第 3 条第 1 項の規定により地方整備局長、北海道開発局長及び沖縄総合事務局長 (以下「地方整備局長等」という。) が建設業の許可 (許可の更新を含む。以下同じ。) を行う際の基準及び標準処理期間については、別添 1 及び別添 2 により取り扱われるよう通知する。 なお、行政手続法 (平成 5 年法律第 88 号) 第 5 条第 1 項及び第 6 条の規定により、地方整備局長等が建設業の許可を行う際の基準及び標準処理期間については、これを定め、又は定めるよう努めた上、これらを備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならないこととされているので、遺漏のないよう取り扱われたい。

〔別添1〕

地方整備局長等が建設業の許可を行う際の基準

第1章 一般建設業の許可（許可の更新を含む。以下同じ。）の基準

地方整備局長等は、許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）が次の第1から第5までに掲げる基準をすべて満たしていると認めるときでなければ、一般建設業の許可をしない（法第7条及び第8条関係）。

（経營業務の管理責任者）

第1 申請者が法人である場合には、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）のうち常勤であるものの一人が、次の1から4までのいずれかに該当する者であること。また、申請者が個人である場合には、その者又はその支配人のうち一人が、次の1から4までのいずれかに該当する者であること。

1～4 （略）

（注1） （略）

（注2） 「役員のうち常勤であるもの」とは、いわゆる常勤役員をいい、原則として本社、本店等において休日その他勤務を要しない日を除き一定の計画のもとに毎日所定の時間中、その職務に従事している者がこれに該当する。なお、

〔別添1〕

地方整備局長等が建設業の許可を行う際の基準

第1章 一般建設業の許可（許可の更新を含む。以下同じ。）の基準

地方整備局長等は、許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）が次の第1から第5までに掲げる基準をすべて満たしていると認めるときでなければ、一般建設業の許可をしない（法第7条及び第8条関係）。

（経營業務の管理責任者）

第1 申請者が法人である場合には、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）のうち常勤であるものの一人が、次の1から4までのいずれかに該当する者であること。また、申請者が個人である場合には、その者又はその支配人のうち一人が、次の1から4までのいずれかに該当する者であること。

1～4 （略）

（注1） （略）

（注2） 「役員のうち常勤であるもの」とは、いわゆる常勤役員をいい、原則として本社、本店等において休日その他勤務を要しない日を除き一定の計画のもとに毎日所定の時間中、その職務に従事している者がこれに該当する。なお、

建築士事務所を管理する建築士、宅地建物取引業者の専任の宅地建物取引士等の他の法令で専任を要するものと重複する者は、専任を要求する営業体及び場所が同一である場合を除き「常勤であるもの」には該当しない。

なお、「役員」には、執行役員、監査役、会計参与、監事及び事務局長等は含まれない。

(注3)～(注7) (略)

(専任技術者)

第2 申請者が営業所ごとに次の1から5までのいずれかに該当する者で専任のものを置く者であること。

1～5 (略)

(注1) 「専任」の者とは、その営業所に常勤して専らその職務に従事することを要する者をいう。会社の社員の場合には、その者の勤務状況、給与の支払状況、その者に対する人事権の状況等により「専任」か否かの判断を行い、これらの判断基準により専任性が認められる場合には、いわゆる出向社員であっても専任の技術者として取り扱う。

次に掲げるような者は、原則として、「専任」の者とはいえないものとして取り扱うものとする。

- ・ 住所が勤務を要する営業所の所在地から著しく遠距離にあり、常識上通勤不可能な者

建築士事務所を管理する建築士、宅地建物取引業者の専任の取引主任者等の他の法令で専任を要するものと重複する者は、専任を要求する営業体及び場所が同一である場合を除き「常勤であるもの」には該当しない。

なお、「役員」には、執行役員、監査役、会計参与、監事及び事務局長等は含まれない。

(注3)～(注7) (略)

(専任技術者)

第2 申請者が営業所ごとに次の1から5までのいずれかに該当する者で専任のものを置く者であること。

1～5 (略)

(注1) 「専任」の者とは、その営業所に常勤して専らその職務に従事することを要する者をいう。会社の社員の場合には、その者の勤務状況、給与の支払状況、その者に対する人事権の状況等により「専任」か否かの判断を行い、これらの判断基準により専任性が認められる場合には、いわゆる出向社員であっても専任の技術者として取り扱う。

次に掲げるような者は、原則として、「専任」の者とはいえないものとして取り扱うものとする。

- ・ 住所が勤務を要する営業所の所在地から著しく遠距離にあり、常識上通勤不可能な者

- ・ 他の営業所（他の建設業者の営業所を含む。）において専任を要する者
- ・ 建築士事務所を管理する建築士、専任の宅地建物取引士等他の法令により特定の事務所等において専任を要することとされている者（建設業において専任を要する営業所が他の法令により専任を要する事務所等と兼ねている場合においてその事務所等において専任を要する者を除く。）
- ・ 他に個人営業を行っている者、他の法人の常勤役員である者等他の営業等について専任に近い状態にあると認められる者

（注2）～（注5） （略）

（誠実性）

第3 申請者が法人である場合においては、当該法人又はその役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。以下同じ。）若しくは一定の使用人（支配人及び支店又は常時建設工事の請負契約を締結する営業所の代表者（支配人である者を除く。）をいう。以下同じ。）が、請負契約に関して不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないこと。申請者が個人である

- ・ 他の営業所（他の建設業者の営業所を含む。）において専任を要する者
- ・ 建築士事務所を管理する建築士、専任の宅地建物取引主任者等他の法令により特定の事務所等において専任を要することとされている者（建設業において専任を要する営業所が他の法令により専任を要する事務所等と兼ねている場合においてその事務所等において専任を要する者を除く。）
- ・ 他に個人営業を行っている者、他の法人の常勤役員である者等他の営業等について専任に近い状態にあると認められる者

（注2）～（注5） （略）

（誠実性）

第3 申請者が法人である場合においては、当該法人又はその役員若しくは一定の使用人（支配人及び支店又は常時建設工事の請負契約を締結する営業所の代表者（支配人である者を除く。）をいう。以下同じ。）が、請負契約に関して不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないこと。申請者が個人である場合においては、その者又は一定の使用人が、請負契約に関して不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないこと。

場合においては、その者又は一定の使用人が、請負契約に関して不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないこと。

(注1) (略)

(注2) 申請者が法人である場合においては当該法人、その非常勤役員を含む役員等及び一定の使用人が、申請者が個人である場合においてはその者及び一定の使用人が、建築士法(昭和25年法律第202号)、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)等の規定により不正又は不誠実な行為を行ったことをもって免許等の取消処分を受け、その最終処分から5年を経過しない者である場合は、原則としてこの基準を満たさないものとして取り扱うものとする。

(注3) (略)

(財産的基礎、金銭的信用)

第4 (略)

(欠格要件)

第5 申請者が次の1から13まで(許可の更新を受けようとする申請者にあつては、1又は7から13まで)のいずれにも該当せず、かつ、

(注1) (略)

(注2) 申請者が法人である場合においては当該法人、その非常勤役員を含む役員及び一定の使用人が、申請者が個人である場合においてはその者及び一定の使用人が、建築士法(昭和25年法律第202号)、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)等の規定により不正又は不誠実な行為を行ったことをもって免許等の取消処分を受け、その最終処分から5年を経過しない者である場合、暴力団の構成員である場合、又は暴力団による実質的な経営上の支配を受けている者である場合は、原則としてこの基準を満たさないものとして取り扱うものとする。なお、ここでいう「暴力団」は、指定暴力団か否かにかかわらず。

(注3) (略)

(財産的基礎、金銭的信用)

第4 (略)

(欠格要件)

第5 申請者が次の1から11まで(許可の更新を受けようとする申請者にあつては、1又は7から11まで)のいずれにも該当せず、かつ、

許可申請書及びその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載がなく、並びに重要な事実の記載が欠けていないこと。

1～3 (略)

4 3に規定する期間内に法第12条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、3の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人の役員等若しくは一定の使用人であった者又は当該届出に係る個人の一定の使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの

5～8 (略)

9 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

10 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が1から9まで又は11（法人でその役員等のうちに1から4まで又は6から9までのいずれかに該当する者のあるものに係る部分に限る。）のいずれかに該当するもの

11 法人でその役員等又は一定の使用人のうちに、1から4まで又は6から9までのいずれかに該当する者（2に該当する者についてはその者が法第29条第1項の規定により許可を取り消される以前から、3又は4に該当する者についてはその者が法第12条第5号に該当する旨の同条の規定による届出がされる以前から、6に該当する者についてはその者が法第29条の4の規定により営業を

許可申請書及びその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載がなく、並びに重要な事実の記載が欠けていないこと。

1～3 (略)

4 3に規定する期間内に法第12条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、3の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人の役員若しくは一定の使用人であった者又は当該届出に係る個人の一定の使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの

5～8 (略)

9 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が1から8まで又は10（法人でその役員等のうちに1から4まで又は6から8までのいずれかに該当する者のあるものに係る部分に限る。）のいずれかに該当するもの

10 法人でその役員又は一定の使用人のうちに、1から4まで又は6から8までのいずれかに該当する者（2に該当する者についてはその者が法第29条第1項の規定により許可を取り消される以前から、3又は4に該当する者についてはその者が法第12条第5号に該当する旨の同条の規定による届出がされる以前から、6に該当する者についてはその者が法第29条の4の規定により営業を

禁止される以前から、建設業者である当該法人の役員等又は一定の使用人であった者を除く。)のあるもの

12 個人で一定の使用人のうちに、1から4まで又は6から9までのいずれかに該当する者(2に該当する者についてはその者が法第29条第1項の規定により許可を取り消される以前から、3又は4に該当する者についてはその者が法第12条第5号に該当する旨の同条の規定による届出がされる以前から、6に該当する者についてはその者が法第29条の4の規定により営業を禁止される以前から、建設業者である当該個人の一定の使用人であった者を除く。)のあるもの

13 暴力団員等がその事業活動を支配する者

(注) 「一定の法令の規定」とは、次に掲げるものである。

- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定(同法第31条の3第7項及び第32条の11第1項の規定を除く。)に違反した者に係る同法第46条、第47条、第49条又は第50条
- ・ 刑法(明治40年法律第45号)第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条又は第247条
- ・ 暴力行為等処罰に関する法律(大正15年法律第60号)
- ・ 建築基準法(昭和25年法律第201号)第9条第1項又は第10項前段(同法第88条第1項から第3項まで又は第90条第3項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による特定行政庁又は建築監視員の命令に

を禁止される以前から、建設業者である当該法人の役員又は一定の使用人であった者を除く。)のあるもの

11 個人で一定の使用人のうちに、1から4まで又は6から8までのいずれかに該当する者(2に該当する者についてはその者が法第29条第1項の規定により許可を取り消される以前から、3又は4に該当する者についてはその者が法第12条第5号に該当する旨の同条の規定による届出がされる以前から、6に該当する者についてはその者が法第29条の4の規定により営業を禁止される以前から、建設業者である当該個人の一定の使用人であった者を除く。)のあるもの

(注) 「一定の法令の規定」とは、次に掲げるものである。

- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)の規定(同法第31条第7項の規定を除く。)に違反した者に係る同法第46条、第47条、第49条又は第50条
- ・ 刑法(明治40年法律第45号)第204条、第206条、第208条、第208条ノ3、第222条又は第247条
- ・ 暴力行為等処罰に関する法律(大正15年法律第60号)
- ・ 建築基準法(昭和25年法律第201号)第9条第1項又は第10項前段(同法第88条第1項から第3項まで又は第90条第3項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による特定行政庁又は建築監視員の命令

違反した者に係る同法第 98 条

- ・ 宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第 13 条第 2 項、第 3 項又は第 4 項前段の規定による都道府県知事の命令に違反した者に係る同法第 23 条
- ・ 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 81 条第 1 項の規定による国土交通大臣又は都道府県知事の命令に違反した者に係る同法第 91 条
- ・ 景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 64 条第 1 項の規定による市町村長の命令に違反した者に係る同法第 100 条
- ・ 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 5 条の規定に違反した者に係る同法第 117 条（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号。以下「労働者派遣法」という。）第 44 条第 1 項（建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和 51 年法律第 33 号）第 44 条の規定により適用される場合を含む。）の規定により適用される場合を含む。）又は労働基準法第 6 条の規定に違反した者に係る同法第 118 条第 1 項
- ・ 職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）第 44 条の規定に違反した者に係る同法第 64 条
- ・ 労働者派遣法第 4 条第 1 項の規定に違反した者に係る同法第 59 条

に違反した者に係る同法第 98 条

- ・ 宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第 13 条第 2 項、第 3 項又は第 4 項前段の規定による都道府県知事の命令に違反した者に係る同法第 23 条
- ・ 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 81 条第 1 項の規定による国土交通大臣又は都道府県知事の命令に違反した者に係る同法第 91 条
- ・ 景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 64 条第 1 項の規定による市町村長の命令に違反した者に係る同法第 100 条
- ・ 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 5 条の規定に違反した者に係る同法第 117 条（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号。以下「労働者派遣法」という。）第 44 条第 1 項（建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和 51 年法律第 33 号）第 44 条の規定により適用される場合を含む。）の規定により適用される場合を含む。）又は労働基準法第 6 条の規定に違反した者に係る同法第 118 条第 1 項
- ・ 職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）第 44 条の規定に違反した者に係る同法第 64 条
- ・ 労働者派遣法第 4 条第 1 項の規定に違反した者に係る同法第 59 条

第2章 特定建設業の許可（許可の更新を含む。以下同じ。）の基準

地方整備局長等は、申請者が次の第6から第10までに掲げる基準をすべて満たしていると認めるときでなければ、特定建設業の許可をしない（法第15条及び第17条関係）。

（経營業務の管理責任者）

第6 （略）

（専任技術者）

第7 （略）

（誠実性）

第8 （略）

（財産的基礎、金銭的信用）

第9 （略）

（欠格要件）

第10 （略）

第2章 特定建設業の許可（許可の更新を含む。以下同じ。）の基準

地方整備局長等は、申請者が次の第6から第10までに掲げる基準をすべて満たしていると認めるときでなければ、特定建設業の許可をしない（法第15条及び第17条関係）。

（経營業務の管理責任者）

第6 （略）

（専任技術者）

第7 （略）

（誠実性）

第8 （略）

（財産的基礎、金銭的信用）

第9 （略）

（欠格要件）

第10 （略）

[別添2]

地方整備局長等が建設業の許可（許可の更新を含む。）を行う際の標準的な処理期間について

建設業を営もうとする者が国土交通大臣許可を受けようとする場合に、許可の申請に要する書類が建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第6条により提出先とされているその主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事の事務所に到達してから、地方整備局長等が当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間については、次のとおり、おおむね120日程度を目安とする。

- 1 建設業の許可の申請に要する書類が申請者から都道府県知事の事務所に到達した後地方整備局長等の事務所に到達するまでに通常要すべき標準的な期間は、おおむね30日程度を目安とする。
- 2 建設業の許可の申請に要する書類が都道府県知事から地方整備局長等の事務所に到達した後地方整備局長等が当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間は、おおむね90日程度を目安とする。

（注1） 上記の期間は、適正な申請を前提にしており、形式上の不備の是正等を求める補正に要する期間を含まないものである。また、適正な申請がなされていても、審査のため、地方整備局長等又は都道府県知事が申請者に必要な資料の提供等を求めているから、申請者がその求めに応答するまでの期間は含まないものである。

[別添2]

地方整備局長等が建設業の許可（許可の更新を含む。）を行う際の標準的な処理期間について

建設業を営もうとする者が国土交通大臣許可を受けようとする場合に、許可の申請に要する書類が建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第6条により提出先とされているその主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事の事務所に到達してから、地方整備局長等が当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間については、次のとおり、おおむね120日程度を目安とする。

- 1 建設業の許可の申請に要する書類が申請者から都道府県知事の事務所に到達した後地方整備局長等の事務所に到達するまでに通常要すべき標準的な期間は、おおむね30日程度を目安とする。
- 2 建設業の許可の申請に要する書類が都道府県知事から地方整備局長等の事務所に到達した後地方整備局長等が当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間は、おおむね90日程度を目安とする。

（注1） 上記の期間は、適正な申請を前提にしており、形式上の不備の是正等を求める補正に要する期間を含まないものである。また、適正な申請がなされていても、審査のため、地方整備局長等又は都道府県知事が申請者に必要な資料の提供等を求めているから、申請者がその求めに応答するまでの期間は含まないものである。

(注2) 上記の期間は、申請の処理に要する期間の目安であり、その期間の経過をもって直ちに当該行政庁が行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第5項にいう「不作為の違法」に当たることにはならないものである。

(注2) 上記の期間は、申請の処理に要する期間の目安であり、その期間の経過をもって直ちに当該行政庁が行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第5項にいう「不作為の違法」に当たることにはならないものである。

別表					別表				
	第1欄	第2欄	第3欄	第4欄		第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
大 工 工事業	建築学又は都市工学に関する学科	1・2 (略) 3 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級の建築大工若しくは型枠施工とするものに合格した者又は検定職種を2級の建築大工若しくは型枠施工とするものに合格した後大工工事に関し3年以上実務の経験を有する者 4 平成16年4月1日時点で職業能力開発促進法又は同法附則第2条の規定による廃止前の職業訓練法(昭和33年法律第133号)第25条第1項の規定による技能検定(以下「旧技能検定」という。)のうち検定職種を1級の建築	1・2 (略)		大 工 工事業	建築学又は都市工学に関する学科	1・2 (略) 3 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級の建築大工とするものに合格した者又は検定職種を2級の建築大工とするものに合格した後大工工事に関し3年以上実務の経験を有する者 4 平成16年4月1日時点で職業能力開発促進法又は同法附則第2条の規定による廃止前の職業訓練法(昭和33年法律第133号)第25条第1項の規定による技能検定(以下「旧技能検定」という。)のうち検定職種を1級の建	1・2 (略)	

		大工又は型枠施工とするものに合格していた者 5 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を2級の建築大工又は型枠施工とするものに合格していた者であってその後大工工事に関し1年以上の実務の経験を有するもの 6・7 (略)					築大工とするものに合格していた者 5 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を2級の建築大工とするものに合格していた者であってその後大工工事に関し1年以上の実務の経験を有するもの 6・7 (略)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

石工事業	土木工学 又は建築 学に関する学科	1 (略) 2 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級のブロック建築若しくは石材施工とするものに合格した者又は検定職種を2級のブロック建築若しくは石材施工とするものに合格した後石工事に関し3年以上実務の経験を有する者 3・4 (略) 5. <u>平成23年11月2日の時点で職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種をコンクリート積みブロック施工とするものに合格していた者</u>	(略)		石工事業	土木工学 又は建築 学に関する学科	1 (略) 2 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級のブロック建築若しくは石材施工とするものに合格した者若しくは検定職種をコンクリート積みブロック施工とするものに合格した者又は検定職種を2級のブロック建築若しくは石材施工とするものに合格した後石工事に関し3年以上実務の経験を有する者 3・4 (略)	(略)	
------	-------------------------	--	-----	--	------	-------------------------	--	-----	--

屋 根 工事業	土木工学 又は建築 学に関する学科	1・2 (略) 3 職業能力開発促進法 による技能検定のうち 検定職種を1級の建築 板金若しくはかわらぶ きとするものに合格し た者又は検定職種を2 級の建築板金若しくは かわらぶきとするもの に合格した後屋根工事 に関し3年以上実務の 経験を有する者 4・5 (略) 6 平成21年10月15 日の時点で職業能力開 発促進法による技能検 定のうち検定職種を1 級のスレート施工とす るものに技能検定に合 格していた者 7 平成21年10月15 日の時点で職業能力開 発促進法による技能検 定のうち検定職種を2 級のスレート施工とす るものに合格していた	1・2 (略)		屋 根 工事業	土木工学 又は建築 学に関する学科	1・2 (略) 3 職業能力開発促進法 による技能検定のうち 検定職種を1級の建築 板金、かわらぶき若し くはスレート施工とす るものに合格した者又 は検定職種を2級の建 築板金、かわらぶき若 しくはスレート施工と するものに合格した後 屋根工事に関し3年以 上実務の経験を有する 者 4・5 (略)	1・2 (略)
--------------------	----------------------------------	--	----------------	--	--------------------	----------------------------------	---	----------------

		者であってその後屋根 工事に関し3年以上の 実務の経験を有するも の 8 建築工事業及び屋根 工事業に係る建設工事 に関し12年以上実務の 経験を有する者のう ち、屋根工事業に係る 建設工事に関し8年を 超える実務の経験を有 する者						6 建築工事業及び屋根 工事業に係る建設工事 に関し12年以上実務 の経験を有する者のう ち、屋根工事業に係る 建設工事に関し8年を 超える実務の経験を有 する者		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

管工事 業	土木工学、 建築学、機 械工学、都 市工学又 は衛生工 学に関す る学科	1～3 (略) 4 職業能力開発促進法 による技能検定のうち 検定職種を1級の <u>建築 板金</u> （選択科目を「 <u>ダ クト板金作業</u> 」とする ものに限る。以下この 欄において同じ。）、冷 凍空気調和機器施工若 しくは配管（選択科目 を「 <u>建築配管作業</u> 」と するものに限る。以下 同じ。）とするものに合 格した者又は検定職種 を2級の <u>建築板金</u> 、冷 凍空気調和機器施工若 しくは配管とするもの に合格した後管工事に 関し3年以上実務の経 験を有する者 5 平成16年4月1日時 点で旧技能検定のうち 検定職種を1級の <u>建築 板金</u> 、 <u>冷凍空気調和機 器施工</u> 、 <u>配管</u> （検定職 種を職業訓練法施行令 の一部を改正する政令 （昭和48年政令第98	1～3 (略)	(略)	管工事 業	土木工学、 建築学、機 械工学、都 市工学又 は衛生工 学に関す る学科	1～3 (略) 4 職業能力開発促進法 による技能検定のうち 検定職種を1級の冷凍 空気調和機器施工若し くは配管（選択科目を 「 <u>建築配管作業</u> 」とす るものに限る。以下同 じ。）とするものに合格 した者又は検定職種を 2級の冷凍空気調和機 器施工若しくは配管と するものに合格した後 管工事に関し3年以上 実務の経験を有する者 5 平成16年4月1日 時点で旧技能検定のう ち検定職種を1級の冷 凍空気調和機器施工、 配管（検定職種を職業 訓練法施行令の一部を 改正する政令（昭和48 年政令第98号。以下	1～3 (略)	(略)
----------	--	--	---------	-----	----------	--	--	---------	-----

		号。以下「昭和 48 年改正政令」という。) による改正後の配管とするものにあつては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限る。以下同じ。)、空気調和設備配管、給排水衛生設備配管又は配管工とするものに合格していた者 6 平成 16 年 4 月 1 日時点で旧技能検定のうち検定職種を 2 級の<u>建築板金</u>、冷凍空気調和機器施工、配管、空気調和設備配管、給排水衛生設備配管又は配管工とするものに合格していた者であつてその後配管工事に関し 1 年以上実務の経験を有するもの 7～10 (略)					「昭和 48 年改正政令」という。) による改正後の配管とするものにあつては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限る。以下同じ。)、空気調和設備配管、給排水衛生設備配管又は配管工とするものに合格していた者 6 平成 16 年 4 月 1 日時点で旧技能検定のうち検定職種を 2 級の冷凍空気調和機器施工、配管、空気調和設備配管、給排水衛生設備配管又は配管工とするものに合格していた者であつてその後配管工事に関し 1 年以上実務の経験を有するもの 7～10 (略)		
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

タイル・れんが・ブロック工事業	土木工学、建築学に関する学科	1・2 (略) 3 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級のタイル張り、築炉若しくはブロック建築とするものに合格した者又は検定職種を2級のタイル張り、築炉若しくはブロック建築とするものに合格した後タイル・れんが・ブロック工事に関し3年以上実務の経験を有する者 4・5 (略) 6 平成24年3月31日時点で職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種をれんが積み又はコンクリート積みブロック施工とするものに合格していた者	1・2 (略)		<td>タイル・れんが・ブロック工事業</td> <td>土木工学、建築学に関する学科</td> <td> 1・2 (略) 3 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級のタイル張り、築炉若しくはブロック建築とするものに合格した者若しくは検定職種をれんが積み若しくはコンクリート積みブロック施工とするものに合格した者又は検定職種を2級のタイル張り、築炉若しくはブロック建築とするものに合格した後タイル・れんが・ブロック工事に関し3年以上実務の経験を有する者 4・5 (略) </td> <td>1・2 (略)</td> <td></td>	タイル・れんが・ブロック工事業	土木工学、建築学に関する学科	1・2 (略) 3 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級のタイル張り、築炉若しくはブロック建築とするものに合格した者若しくは検定職種をれんが積み若しくはコンクリート積みブロック施工とするものに合格した者又は検定職種を2級のタイル張り、築炉若しくはブロック建築とするものに合格した後タイル・れんが・ブロック工事に関し3年以上実務の経験を有する者 4・5 (略)	1・2 (略)	
-----------------	----------------	--	---------	--	---	-----------------	----------------	--	---------	--

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

○ 国土交通大臣に係る建設業許可の基準及び標準処理期間について

(平成 13 年 4 月 3 日国総建第 99 号 総合政策局建設業課長から地方整備局建政部長等あて)

最終改正 平成 27 年 1 月 30 日国土建第 243 号

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項の規定により地方整備局長、北海道開発局長及び沖縄総合事務局長（以下「地方整備局長等」という。）が建設業の許可（許可の更新を含む。以下同じ。）を行う際の基準及び標準処理期間については、別添 1 及び別添 2 により取り扱われるよう通知する。

なお、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 5 条第 1 項及び第 6 条の規定により、地方整備局長等が建設業の許可を行う際の基準及び標準処理期間については、これを定め、又は定めるよう努めた上、これらを備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならないこととされているので、遺漏のないよう取り扱われたい。

〔別添 1〕

地方整備局長等が建設業の許可を行う際の基準

第 1 章 一般建設業の許可（許可の更新を含む。以下同じ。）の基準

地方整備局長等は、許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）が次の第 1 から第 5 までに掲げる基準をすべて満たしていると認めるときでなければ、一般建設業の許可をしない（法第 7 条及び第 8 条関係）。

（経營業務の管理責任者）

第 1 申請者が法人である場合には、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）のうち常勤であるものの一人が、次の 1 から 4 までのいずれかに該当する者であること。また、申請者が個人である場合には、その者又はその支配人のうち一人が、次の 1 から 4 までのいずれかに該当する者であること。

- 1 許可を受けようとする建設業に関し 5 年以上経營業務の管理責任者としての経験を有する者
- 2 許可を受けようとする建設業以外の建設業に関し 7 年以上経營業務の管理責任者としての経験を有する者
- 3 許可を受けようとする建設業に関し経營業務の管理責任者に準ずる地位（使用者が法人である場合においては役員に次ぐ職制上の地位をいい、個人である場合においては当該個人に次ぐ職制上の地位をいう。）にあつて次のいずれかの経験を有する者
 - (1) 経營業務の執行に関して、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受け、かつ、その権限に基づき、執行役員等として 5 年以上建設業の経營業務を総合的に管理した経験

(2) 7年以上経營業務を補佐した経験

4 国土交通大臣が1から3までに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者

(注1) 「業務を執行する社員」とは、持分会社の業務を執行する社員をいう。

「取締役」とは、株式会社の取締役をいう。

「執行役」とは、委員会設置会社の執行役をいう。

「これらに準ずる者」とは、法人格のある各種の組合等の理事等をいう。

(注2) 「役員のうち常勤であるもの」とは、いわゆる常勤役員をいい、原則として本社、本店等において休日その他勤務を要しない日を除き一定の計画のもとに毎日所定の時間中、その職務に従事している者がこれに該当する。なお、建築士事務所を管理する建築士、宅地建物取引業者の専任の宅地建物取引士等の他の法令で専任を要するものと重複する者は、専任を要求する営業体及び場所が同一である場合を除き「常勤であるもの」には該当しない。

なお、「役員」には、執行役員、監査役、会計参与、監事及び事務局長等は含まれない。

(注3) 「支配人」とは、営業主に代わって、その営業に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有する使用人をいう。

(注4) 「経營業務の管理責任者としての経験を有する者」とは、法人の役員、個人の事業主又は支配人その他支店長、営業所長等営業取引上対外的に責任を有する地位にあって、経營業務の執行等建設業の経營業務について総合的に管理した経験を有する者をいう。

(注5) 「経營業務の執行に関して、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受け、かつ、その権限に基づき、執行役員等として建設業の経營業務を総合的に管理した経験」（以下「執行役員等としての経営管理経験」という。）とは、取締役会設置会社において、取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会によって定められた業務執行方針に従って、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念した経験をいう。また、当該事業部門は、許可を受けようとする建設業に関する事業部門であることを要する。

執行役員等としての経営管理経験については、許可を受けようとする建設業に関する執行役員等としての経営管理経験と、許可を受けようとする建設業における経營業務の管理責任者としての経験の期間とが通算5年以上である場合も、3(1)に該当するものとする。

3(1)に該当するか否かの判断に当たっては、規則別記様式第七号等に加え、次に掲げる書類において、被認定者が3(1)に掲げる条件に該当することが明らかになっていることを確認するものとする。

- ・ 執行役員等の地位が役員に次ぐ職制上の地位にあることを確認するための書類
組織図その他これに準ずる書類
- ・ 業務執行を行う特定の事業部門が許可を受けようとする建設業に関する事業部門であることを確認するための書類

業務分掌規程その他これに準ずる書類

- ・ 取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会の決議により決められた業務執行の方針に従って、特定の事業部門に関して、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念する者であることを確認するための書類

定款、執行役員規程、執行役員職務分掌規程、取締役会規則、取締役就業規程、取締役会の議事録その他これらに準ずる書類

- ・ 業務執行を行う特定の事業部門における業務執行実績を確認するための書類

過去5年間における請負契約の締結その他の法人の経營業務に関する決裁書その他これに準ずる書類

(注6) 「経營業務を補佐した経験」(以下「補佐経験」という。)とは、経營業務の管理責任者に準ずる地位(法人の場合は役員に次ぐ職制上の地位にある者、個人の場合は当該個人に次ぐ職制上の地位にある者)にあつて、許可を受けようとする建設業に関する建設工事の施工に必要とされる資金の調達、技術者及び技能者の配置、下請業者との契約の締結等の経營業務全般について、従事した経験をいう。

許可を受けようとする建設業に関する7年以上の補佐経験については、許可を受けようとする建設業に関する補佐経験の期間と、許可を受けようとする建設業に関する執行役員等としての経営管理経験又は許可を受けようとする建設業若しくはそれ以外の建設業における経營業務の管理責任者としての経験の期間とが通算7年以上である場合も、3(2)に該当するものとする。

法人、個人又はその両方において7年以上の補佐経験を有する者については、許可を受けようとするのが法人であるか個人であるかを問わず、3(2)に該当するものとする。

3(2)に該当するか否かの判断に当たっては、規則別記様式第七号等に加え、次に掲げる書類において、被認定者が3(2)に掲げる条件に該当することが明らかになっていることを確認するものとする。

- ・ 被認定者による経験が役員又は個人に次ぐ職制上の地位における経験に該当することを確認するための書類

組織図その他これに準ずる書類

- ・ 被認定者における経験が補佐経験に該当すること及び補佐経験の期間を確認するための書類

過去7年間における請負契約の締結その他の法人の経營業務に関する決裁書、稟議書その他これらに準ずる書類

(注7) この基準は、許可を受けようとする建設業について、1から4までのいずれかに該当する者を一の建設業ごとにそれぞれ個別に置いていることを求めるものではなく、したがって二以上の建設業について許可を行う場合において、一の建設業につき1から4までのいずれかに該当する者が、他の建設業についても同時に1から4までのいずれかに該当する者であるときは、当該他の建設業についてもその者をもってこの基準を満たし

ているものとして取り扱うものとする。

なお、1 から 4 までのいずれかに該当する者が第 2 に規定する専任の技術者としての基準を満たしている場合には、同一営業所（原則として本社又は本店等）内に限って当該技術者を兼ねることができるものとする。

（専任技術者）

第 2 申請者が営業所ごとに次の 1 から 5 までのいずれかに該当する者で専任のものを置く者であること。

- 1 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に關し、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した後 5 年以上又は同法による大学若しくは高等専門学校を卒業した後 3 年以上実務の経験を有する者で在学中に一定の学科を修めたもの
- 2 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に關し、旧実業学校卒業程度検定規程（大正 14 年文部省令第 30 号）による検定で一定の学科に合格した後 5 年以上又は専門学校卒業程度検定規程（昭和 18 年文部省令第 46 号）による検定で一定の学科に合格した後 3 年以上実務の経験を有する者
- 3 許可を受けようとする建設業に係る建設工事に關し 10 年以上実務の経験を有する者
- 4 許可を受けようとする建設業の種類に応じ、別表第 2 欄に掲げる者
- 5 国土交通大臣が 1 から 4 までに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認定した者

（注 1） 「専任」の者とは、その営業所に常勤して専らその職務に従事することを要する者をいう。会社の社員の場合には、その者の勤務状況、給与の支払状況、その者に対する人事権の状況等により「専任」か否かの判断を行い、これらの判断基準により専任性が認められる場合には、いわゆる出向社員であっても専任の技術者として取り扱う。

次に掲げるような者は、原則として、「専任」の者とはいえないものとして取り扱うものとする。

- ・ 住所が勤務を要する営業所の所在地から著しく遠距離にあり、常識上通勤不可能な者
- ・ 他の営業所（他の建設業者の営業所を含む。）において専任を要する者
- ・ 建築士事務所を管理する建築士、専任の宅地建物取引士等他の法令により特定の事務所等において専任を要することとされている者（建設業において専任を要する営業所が他の法令により専任を要する事務所等と兼ねている場合においてその事務所等において専任を要する者を除く。）
- ・ 他に個人営業を行っている者、他の法人の常勤役員である者等他の営業等について専任に近い状態にあると認められる者

（注 2） 「高等学校」には、旧中等学校令（昭和 18 年勅令第 36 号）による実業学校を含む。

「大学」には、旧大学令（大正 7 年勅令第 388 号）による大学を含む。

「高等専門学校」には、旧専門学校令（明治 36 年勅令第 61 号）による専門学校を含む。

(注3) 「実務の経験」とは、建設工事の施工に関する技術上のすべての職務経験をいい、ただ単に建設工事の雑務のみの経験年数は含まれないが、建設工事の発注に当たって設計技術者として設計に従事し、又は現場監督技術者として監督に従事した経験、土工及びその見習いに従事した経験等も含めて取り扱うものとする。

また、実務の経験の期間は、具体的に建設工事に携わった実務の経験で、当該建設工事に係る経験期間を積み上げ合計して得た期間とする。ただし、経験期間が重複しているものにあつては二重に計算しない。なお、電気工事及び消防施設工事のうち、電気工事士免状、消防設備士免状等の交付を受けた者等でなければ直接従事できない工事に直接従事した経験については、電気工事士免状、消防設備士免状等の交付を受けた者等として従事した実務の経験に限り経験期間に算入する。

(注4) 「一定の学科」とは、許可を受けようとする建設業の種類に応じ、別表第1欄に掲げるものである。

(注5) この基準は、許可を受けようとする建設業について、1から5までのいずれかに該当する者を一の建設業ごとにそれぞれ個別に置いていることを求めるものではなく、したがって二以上の建設業について許可を行う場合において、一の建設業につき1から5までのいずれかに該当する者が、他の建設業についても同時に1から5までのいずれかに該当する者であるときは、当該他の建設業についてもその者をもってこの基準を満たしているとして取り扱う。

なお、専任の技術者と経營業務の管理責任者との兼任については、第1の注5を参照。

(誠実性)

第3 申請者が法人である場合においては、当該法人又はその役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。以下同じ。）若しくは一定の使用人（支配人及び支店又は常時建設工事の請負契約を締結する営業所の代表者（支配人である者を除く。）をいう。以下同じ。）が、請負契約に関して不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないこと。申請者が個人である場合においては、その者又は一定の使用人が、請負契約に関して不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないこと。

(注1) 「不正な行為」とは、請負契約の締結又は履行の際における詐欺、脅迫、横領等法律に違反する行為をいい、「不誠実な行為」とは、工事内容、工期、天災等不可抗力による損害の負担等について請負契約に違反する行為をいう。

(注2) 申請者が法人である場合においては当該法人、その非常勤役員を含む役員等及び一定の使用人が、申請者が個人である場合においてはその者及び一定の使用人が、建築士法（昭和25年法律第202号）、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）等の規定により不正又は不誠実な行為を行ったことをもって免許等の取消処分を受け、その最終処分から5年を経過しない者である場合は、原則としてこの基準を満たさないものとして取り扱うものとする。

(注3) 許可を受けて継続して建設業を営んでいた者については、注1に該当する行為をした事実が確知された場合又は注2のいずれかに該当する者である場合を除き、この基準を満たすものとして取り扱うものとする。

(財産的基礎、金銭的信用)

第4 申請者が請負契約を履行するに足る財産的基礎又は金銭的信用を有しないことが明らかでないこと。

(注1) 「請負契約」には、工事一件の請負代金の額が建築一式工事にあつては1,500万円に満たない工事又は延べ面積150平方メートルに満たない木造住宅工事に係るもの、建築一式工事以外の工事にあつては500万円に満たない工事に係るものを含まない。なお、これらの額は、同一の建設業を営む者が工事の完成を二以上の契約に分割して請け負うときは、正当な理由に基づいて契約を分割したときを除き、各契約の請負代金の額の合計額とし、また、注文者が材料を提供する場合においては、その市場価格又は市場価格及び運送費を当該請負契約の請負代金の額に加えた額とする。

(注2) 次のいずれかに該当する者は、倒産することが明白である場合を除き、この基準に適合しているものとして取り扱うものとする。

- ・ 自己資本の額が500万円以上である者
- ・ 500万円以上の資金を調達する能力を有すると認められる者
- ・ 許可申請直前の過去5年間許可を受けて継続して営業した実績を有する者

ここで、「自己資本」とは、法人にあつては貸借対照表における純資産合計の額を、個人にあつては期首資本金、事業主借勘定及び事業主利益の合計額から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益留保性の引当金及び準備金の額を加えた額をいう。

(注3) この基準を満たしているかどうかの判断は、原則として既存の企業にあつては申請時の直前の決算期における財務諸表により、新規設立の企業にあつては創業時における財務諸表により、それぞれ行う。

(欠格要件)

第5 申請者が次の1から13まで(許可の更新を受けようとする申請者にあつては、1又は7から13まで)のいずれにも該当せず、かつ、許可申請書及びその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載がなく、並びに重要な事実の記載が欠けていないこと。

- 1 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- 2 法第29条第1項第5号又は第6号に該当することにより一般建設業の許可又は特定建設業の許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者
- 3 法第29条第1項第5号又は第6号に該当するとして一般建設業の許可又は特定建設業の許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日から当該処分があつた日又は処分をしないことの決定があつた日までの間に法第12条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者で当該届出の日から5年を経過しない者

- 4 3に規定する期間内に法第12条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、3の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人の役員等若しくは一定の使用人であった者又は当該届出に係る個人の一定の使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの
- 5 法第28条第3項又は第5項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- 6 許可を受けようとする建設業について法第29条の4の規定により営業を禁止され、その禁止の期間が経過しない者
- 7 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 8 法、又は一定の法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 9 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- 10 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が1から9まで又は
- 11（法人でその役員等のうちに1から4まで又は6から9までのいずれかに該当する者のあるものに係る部分に限る。）のいずれかに該当するもの
- 11 法人でその役員等又は一定の使用人のうちに、1から4まで又は6から9までのいずれかに該当する者（2に該当する者についてはその者が法第29条第1項の規定により許可を取り消される以前から、3又は4に該当する者についてはその者が法第12条第5号に該当する旨の同条の規定による届出がされる以前から、6に該当する者についてはその者が法第29条の4の規定により営業を禁止される以前から、建設業者である当該法人の役員等又は一定の使用人であった者を除く。）のあるもの
- 12 個人で一定の使用人のうちに、1から4まで又は6から9までのいずれかに該当する者（2に該当する者についてはその者が法第29条第1項の規定により許可を取り消される以前から、3又は4に該当する者についてはその者が法第12条第5号に該当する旨の同条の規定による届出がされる以前から、6に該当する者についてはその者が法第29条の4の規定により営業を禁止される以前から、建設業者である当該個人の一定の使用人であった者を除く。）のあるもの
- 13 暴力団員等がその事業活動を支配する者

（注） 「一定の法令の規定」とは、次に掲げるものである。

- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第31条の3第7項及び第32条の11第1項の規定を除く。）に違反した者に係る同法第46条、第47条、第49条又は第50条
- ・ 刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条又は第247条
- ・ 暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）

- ・ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 9 条第 1 項又は第 10 項前段（同法第 88 条第 1 項から第 3 項まで又は第 90 条第 3 項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による特定行政庁又は建築監視員の命令に違反した者に係る同法第 98 条
- ・ 宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第 13 条第 2 項、第 3 項又は第 4 項前段の規定による都道府県知事の命令に違反した者に係る同法第 23 条
- ・ 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 81 条第 1 項の規定による国土交通大臣又は都道府県知事の命令に違反した者に係る同法第 91 条
- ・ 景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 64 条第 1 項の規定による市町村長の命令に違反した者に係る同法第 100 条
- ・ 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 5 条の規定に違反した者に係る同法第 117 条（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号。以下「労働者派遣法」という。）第 44 条第 1 項（建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和 51 年法律第 33 号）第 44 条の規定により適用される場合を含む。）の規定により適用される場合を含む。）又は労働基準法第 6 条の規定に違反した者に係る同法第 118 条第 1 項
- ・ 職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）第 44 条の規定に違反した者に係る同法第 64 条
- ・ 労働者派遣法第 4 条第 1 項の規定に違反した者に係る同法第 59 条

第 2 章 特定建設業の許可（許可の更新を含む。以下同じ。）の基準

地方整備局長等は、申請者が次の第 6 から第 10 までに掲げる基準をすべて満たしていると認めるときでなければ、特定建設業の許可をしない（法第 15 条及び第 17 条関係）。

（経營業務の管理責任者）

第 6 申請者が第 1 の基準と同様の基準を満たすものであること。

（専任技術者）

第 7 申請者が営業所ごとに次の 1 から 6 までのいずれかに該当する者で専任のものを置く者であること。ただし、指定建設業の許可を受けようとする申請者にあつては、その営業所ごとに置くべき専任の者は、1 に該当する者又は 3 から 6 までの規定により国土交通大臣が 1 に掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者でなければならない。

- 1 許可を受けようとする建設業の種類に応じ、別表第 3 欄に掲げる者
- 2 第 2 の 1 から 5 までのいずれかに該当する者のうち、許可を受けようとする建設業に係る建設工事に関し、2 年以上一定の指導監督的な実務の経験を有する者
- 3 許可を受けようとする建設業が指定建設業である場合においては、次のすべてに該当する者で、国土交通大臣が 1 に掲げる者と同等以上の能力を有するものと認めたもの

- ・ 昭和 63 年 6 月 6 日時点で特定建設業の許可を受けて指定建設業に係る建設業を営んでいた者の専任技術者（法第 15 条第 2 号の規定により営業所ごとに置くべき専任の者をいう。）として当該建設業に関しその営業所に置かれていた者又は同日前 1 年間に当該建設業に係る建設工事に関し監理技術者として置かれていた経験のある者であること。

ただし、電気工事業、造園工事業である場合においては、建設業法施行令の一部を改正する政令（平成 6 年政令第 391 号。以下「改正令」という。）の公布の日から改正令附則第 1 項ただし書に規定する改正規定の施行の日までの間（以下「特定期間」という。）に特定建設業の許可を受けて当該建設業を営む者の専任技術者（法第 15 条第 2 号の規定により営業所ごとに置くべき専任の者をいう。）として当該建設業に関しその営業所に置かれた者又は特定期間若しくは改正令の公布前 1 年間に当該建設業に係る建設工事に関し監理技術者として置かれた経験のある者であること。

- ・ 当該建設工事に係る昭和 63 年度、平成元年度又は平成 2 年度の法第 27 条第 1 項に規定する技術検定の 1 級試験を受験した者であること。

ただし、電気工事業、造園工事業である場合においては、当該建設業に係る平成 6 年度、平成 7 年度又は平成 8 年度の法第 27 条第 1 項に規定する技術検定の 1 級試験を受験した者であること。

- ・ 許可を受けようとする建設業の種類に応じ、別表第 4 欄に掲げる講習の効果評定に合格した者であること。

4 許可を受けようとする建設業が管工事業である場合において、職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）による技能検定のうち、検定職種を 1 級の冷凍空気調和機器施工、配管（検定職種を職業訓練法施行令の一部を改正する政令（昭和 48 年政令第 98 号）による改正後の配管とするものにあつては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限る。）、空気調和設備配管、給排水設備配管又は配管工とするものに合格した者で、一定の考査に合格し、国土交通大臣が 1 に掲げる者と同等以上の能力を有するものと認めたもの

5 許可を受けようとする建設業が鋼構造物工事業である場合において、職業能力開発促進法による技能検定のうち、検定職種を 1 級の鉄工及び製罐とするものに合格した者で、一定の考査に合格し、国土交通大臣が 1 に掲げる者と同等以上の能力を有するものと認めたもの

6 国土交通大臣が 1 から 5 までに掲げる者と同等以上の能力を有するものとして認定した者

（注 1） 「専任」の者とは、第 2 の注 1 と同義である。

（注 2） 「指定建設業」とは、土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業及び造園工事業をいう。

（注 3） 「一定の指導監督的な実務の経験」とは、許可を受けようとする建設業に係る建設工事で、発注者から直接請け負い、その請負代金の額が 4,500 万円（昭和 59 年 10 月 1 日前の経験にあつては 1,500 万円、昭和 59 年 10 月 1 日以降平成 6 年 12 月 28 日前の経験にあつては 3,000 万円）以上であるものに関する指導監督的な実務の経験をいう。なお、発注者の側における経験又は下請負人としての経験を含まない。

「指導監督的な実務の経験」とは、建設工事の設計又は施工の全般について、工事現場主任者又は工事現場監督者のような立場で工事の技術面を総合的に指導監督した経

験をいう。

- (注4) 第2の1から5までのいずれかに該当するための期間の全部又は一部が、2に該当するための期間の全部又は一部と重複している場合には、当該重複する期間を第2の1から5までのいずれかに該当するための期間として算定すると同時に2に該当するための期間として算定してもよい。

また、実務の経験の期間は、具体的に建設工事に携わった実務の経験で、当該建設工事に係る経験期間を積み上げ合計して得た期間とする。ただし、経験期間が重複しているものにあつては二重に計算しない。なお、電気工事及び消防施設工事のうち、電気工事士免状、消防設備士免状等の交付を受けた者等でなければ直接従事できない工事に直接従事した経験については、電気工事士免状、消防設備士免状等の交付を受けた者等として従事した実務の経験に限り経験期間に算入する。

- (注5) 4の「一定の考査」は、平成元年度、平成2年度及び平成3年度に財団法人全国建設研修センターによって実施された管工事技術者特別認定考査である。

- (注6) 5の「一定の考査」は、平成元年度、平成2年度及び平成3年度に財団法人建設業振興基金によって実施された鋼構造物工事技術者特別認定考査である。

- (注7) この基準は、許可を受けようとする建設業について、1から6までのいずれかに該当する者を一の建設業ごとにそれぞれ個別に置いていることを求めるものではなく、したがって二以上の建設業について許可を行う場合において、一の建設業につき1から6までのいずれかに該当する者が、他の建設業についても同時に1から6までのいずれかに該当する者であるときは、当該他の建設業についてもその者をもってこの基準を満たしているとして取り扱う。

なお、専任の技術者と第6の経營業務の管理責任者との兼任については、第1の注5を参照。

(誠実性)

第8 申請者が第3の基準と同様の基準を満たす者であること。

(財産的基礎、金銭的信用)

第9 申請者が発注者との間の請負契約で、その請負代金の額が8,000万円以上のものを履行するに足る財産的基礎を有すること。

- (注1) 次のすべての基準を満たす者は、倒産することが明白である場合を除き、この基準を満たしているものとして取り扱う。

- ・ 欠損の額が資本金の額の20%を超えていないこと。
- ・ 流動比率が75%以上であること。
- ・ 資本金の額が2,000万円以上であり、かつ、自己資本の額が4,000万円以上であること。

ここで、「欠損の額」とは、法人にあつては貸借対照表の繰越利益剰余金が負である場合にその額が資本剰余金、利益準備金及び任意積立金の合計額を上回る額を、個

人にあつては事業主損失が事業主借勘定から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益留保性の引当金及び準備金を加えた額を上回る額をいう。

「流動比率」とは、流動資産を流動負債で除して得た数値を百分率で表したものをいう。

「資本金」とは、法人にあつては株式会社の払込資本金、持分会社等の出資金額をいい、個人にあつては期首資本金をいう。

「自己資本」とは、法人にあつては貸借対照表における純資産合計の額を、個人にあつては期首資本金、事業主借勘定及び事業主利益の合計額から事業主貸勘定の額を控除した額に負債の部に計上されている利益留保性の引当金及び準備金の額を加えた額をいう。

(注2) この基準を満たしているかどうかの判断は、原則として既存の企業にあつては申請時の直前の決算期における財務諸表により、新規設立の企業にあつては創業時における財務諸表により、それぞれ行う。

ただし、当該財務諸表上では、資本金の額に関する基準を満たさないが、申請日までに増資を行うことによって基準を満たすこととなった場合には、資本金の額に関するこの基準を満たしているものとして取り扱う。

(欠格要件)

第10 申請者が第5の基準と同様の基準を満たす者であること。

[別添 2]

地方整備局長等が建設業の許可（許可の更新を含む。）を行う際の標準的な処理期間について

建設業を営もうとする者が国土交通大臣許可を受けようとする場合に、許可の申請に要する書類が建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）第 6 条により提出先とされているその主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事の事務所に到達してから、地方整備局長等が当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間については、次のとおり、おおむね 120 日程度を目安とする。

- 1 建設業の許可の申請に要する書類が申請者から都道府県知事の事務所に到達した後地方整備局長等の事務所に到達するまでに通常要すべき標準的な期間は、おおむね 30 日程度を目安とする。
- 2 建設業の許可の申請に要する書類が都道府県知事から地方整備局長等の事務所に到達した後地方整備局長等が当該申請に対する処分をするまでに通常要すべき標準的な期間は、おおむね 90 日程度を目安とする。

（注 1） 上記の期間は、適正な申請を前提にしており、形式上の不備の是正等を求める補正に要する期間を含まないものである。また、適正な申請がなされていても、審査のため、地方整備局長等又は都道府県知事が申請者に必要な資料の提供等を求めてから、申請者がその求めに応答するまでの期間は含まないものである。

（注 2） 上記の期間は、申請の処理に要する期間の目安であり、その期間の経過をもって直ちに当該行政庁が行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第 3 条第 5 項にいう「不作為の違法」に当たることにはならないものである。

別表

	第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
土木 工事業	土木工学（農 林土木、鉱山 土木、森林土 木、砂防、治 山、緑地又は 造園に關する 学科を含む。以下この 表において 同じ。）、都市 工学、衛生工 学又は交通 工学に關する 学科	1 法による技術検定のうち検定種目を建設 機械施工又は1級の土木施工管理若しくは 2級の土木施工管理（種別を「土木」とす るものに限る。）とするものに合格した者 2 技術士法（昭和58年法律第25号）によ る第二次試験のうち技術部門を建設部門、 農業部門（選択科目を「農業土木」とする ものに限る。）、森林部門（選択科目を「森 林土木」とするものに限る。）、水産部門 （選択科目を「水産土木」とするものに限 る。）又は総合技術監理部門（選択科目を 建設部門に係るもの、「農業土木」、「森 林土木」又は「水産土木」とするものに限 る。）とするものに合格した者	1 法による技術検定のうち検 定種目を1級の建設機械施工 又は1級の土木施工管理とす るものに合格した者 2 技術士法による第二次試験 のうち技術部門を建設部門、 農業部門（選択科目を「農業 土木」とするものに限る。）、 森林部門（選択科目を「森林 土木」とするものに限る。）、 水産部門（選択科目を「水産 土木」とするものに限る。） 又は総合技術監理部門（選択 科目を建設部門に係るもの、 「農業土木」、「森林土木」 又は「水産土木」とするもの に限る。）とするものに合格 した者	財団法人全 国建設研修 センター及 び社団法人 日本建設機 械化協会の 行った平成 元年度又は 平成2年度 の土木技術 者特別認定 講習
建 築 工事業	建築学又は 都市工学に 關する学科	1 法による技術検定のうち検定種目を1級 の建築施工管理又は2級の建築施工管理 （種別を「建築」とするものに限る。）とす るものに合格した者 2 建築士法による1級建築士又は2級建築 士の免許を受けた者	1 法による技術検定のうち検 定種目を1級の建築施工管理 とするものに合格した者 2 建築士法による1級建築士 の免許を受けた者	財団法人建 設業振興基 金の行った 平成元年度 又は平成2 年度の建築 技術者特別 認定講習
大 工 工事業	建築学又は 都市工学に 關する学科	1 法による技術検定のうち検定種目を1級 の建築施工管理又は2級の建築施工管理 （種別を「躯体」又は「仕上げ」とするも のに限る。）とするものに合格した者 2 建築士法による1級建築士、2級建築士 又は木造建築士の免許を受けた者 3 職業能力開発促進法による技能検定のう ち検定職種を1級の建築大工若しくは型枠 施工とするものに合格した者又は検定職種 を2級の建築大工若しくは型枠施工とする ものに合格した後大工工事に関し3年以上 実務の経験を有する者 4 平成16年4月1日時点で職業能力開発 促進法又は同法附則第2条の規定による廃 止前の職業訓練法（昭和33年法律第133 号）第25条第1項の規定による技能検定 （以下「旧技能検定」という。）のうち検定 職種を1級の建築大工又は型枠施工とする ものに合格していた者 5 平成16年4月1日時点で旧技能検定の	1 法による技術検定のうち検 定種目を1級の建築施工管理 とするものに合格した者 2 建築士法による1級建築士 の免許を受けた者	

	第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
		うち検定職種を2級の建築大工又は型枠施工とするものに合格していた者であってその後大工工事に關し1年以上の実務の経験を有するもの 6 建築工事業及び大工工事業に係る建設工事に關し12年以上実務の経験を有する者のうち、大工工事業に係る建設工事に關し8年を超える実務の経験を有する者 7 大工工事業及び内装仕上工事業に係る建設工事に關し12年以上実務の経験を有する者のうち、大工工事業に係る建設工事に關し8年を超える実務の経験を有する者		
左官工事業	土木工学又は建築學に關する学科	1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理又は2級の建築施工管理(種別を「仕上げ」とするものに限る。)とするものに合格した者 2 職業能力開發促進法による技能検定のうち検定職種を1級の左官とするものに合格した者又は検定職種を2級の左官とするものに合格した後左官工事に關し3年以上実務の経験を有する者 3 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を1級の左官とするものに合格していた者 4 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を2級の左官とするものに合格していた者であってその後左官工事に關し1年以上の実務の経験を有するもの	法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理とするものに合格した者	
とび・土工工事業	土木工学又は建築學に關する学科	1 法による技術検定のうち検定種目を建設機械施工、1級の土木施工管理若しくは2級の土木施工管理(種別を「土木」又は「薬液注入」とするものに限る。)又は1級の建築施工管理若しくは2級の建築施工管理(種別を「躯体」とするものに限る。)とするものに合格した者 2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。)、森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)、水産部門(選択科目を「水産土木」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。)とするものに合格した者 3 職業能力開發促進法による技能検定のうち検定職種を1級のとび、型枠施工、コンクリート圧送施工若しくはウェルポイント	1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建設機械施工、1級の土木施工管理又は1級の建築施工管理とするものに合格した者 2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。)、森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)、水産部門(選択科目を「水産土木」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。)とするものに合格した者	

	第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
		施工とするものに合格した者又は検定職種を2級のとびとするものに合格した後とび工事に關し3年以上実務の経験を有する者、検定職種を2級の型枠施工若しくはコンクリート圧送施工とするものに合格した後コンクリート工事に關し3年以上実務の経験を有する者若しくは検定職種を2級のウェルポイント施工とするものに合格した後土工工事に關し3年以上実務の経験を有する者 4 平成16年4月1日の時点で旧技能検定のうち検定職種を1級のとび・とび工、型枠施工、コンクリート圧送施工又はウェルポイント施工とするものに合格していた者 5 平成16年4月1日の時点で旧技能検定のうち検定職種を2級のとび若しくはとび工とするものに合格していた者であつてその後とび工事に關し1年以上の実務の経験を有するもの、検定職種を2級の型枠施工若しくはコンクリート圧送施工するものに合格していた者であつてその後コンクリート工事に關し1年以上の実務の経験を有するもの又は検定職種を2級のウェルポイント施工とするものに合格していた者であつてその後土工工事に關し1年以上の実務の経験を有するもの 6 地すべり防止工事に必要な知識及び技術を確認するための試験であつて建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）第7条の4から第7条の6までの規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（以下「登録地すべり防止工事試験」という。）に合格した後土工工事に關し1年以上実務の経験を有する者 7 社団法人斜面防災対策技術協会又は社団法人地すべり対策技術協会の行う平成17年度までの地すべり防止工事士資格認定試験に合格し、かつ、地すべり防止工事士として登録した後土工工事に關し1年以上実務の経験を有する者 8 土木工事業及びとび・土工工事業に係る建設工事に關し12年以上実務の経験を有する者のうち、とび・土工工事業に係る建設工事に關し8年を超える実務の経験を有する者		

	第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
石工事業	土木工学又は建築学に関する学科	1 法による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理若しくは2級の土木施工管理（種別を「土木」とするものに限る。）又は1級の建築施工管理若しくは2級の建築施工管理（種別を「仕上げ」とするものに限る。）とするものに合格した者 2 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級のブロック建築若しくは石材施工とするものに合格した者又は検定職種を2級のブロック建築若しくは石材施工とするものに合格した後石工事に關し3年以上実務の経験を有する者 3 平成16年4月1日の時点で旧技能検定のうち検定職種を1級のブロック建築、ブロック建築工、石材施工、石積み又は石工とするものに合格していた者 4 平成16年4月1日の時点で旧技能検定のうち検定職種を2級のブロック建築、ブロック建築工、石材施工、石積み又は石工とするものに合格していた者であつてその後石工事に關し1年以上の実務の経験を有するもの 5 平成23年11月2日の時点で職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種をコンクリート積みブロック施工とするものに合格していた者	法による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理又は1級の建築施工管理とするものに合格した者	
屋根工事業	土木工学又は建築学に関する学科	1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理又は2級の建築施工管理（種別を「仕上げ」とするものに限る。）とするものに合格した者 2 建築士法による1級建築士又は2級建築士の免許を受けた者 3 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級の建築板金若しくはかわらぶきとするものに合格した者又は検定職種を2級の建築板金若しくはかわらぶきとするものに合格した後屋根工事に關し3年以上実務の経験を有する者 4 平成16年4月1日の時点で旧技能検定のうち検定職種を1級の板金（選択科目を「建築板金作業」とするものに限る。）、建築板金、板金工（選択科目を「建築板金作業」とするものに限る。）、かわらぶき又はスレート施工とするものに合格していた者 5 平成16年4月1日の時点で旧技能検定のうち検定職種を2級の板金（選択科目を「建築板金作業」とするものに限る。）、建	1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理とするものに合格した者 2 建築士法による1級建築士の免許を受けた者	

	第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
		築板金、板金工（選択科目を「建築板金作業」とするものに限る。）、かわらぶき又はスレート施工とするものに合格していた者であってその後屋根工事に關し1年以上の実務の経験を有するもの 6 平成21年10月15日の時点で職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級のスレート施工とするものに技能検定に合格していた者 7 平成21年10月15日の時点で職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を2級のスレート施工とするものに合格していた者であってその後屋根工事に關し3年以上の実務の経験を有するもの 8 建築工事業及び屋根工事業に係る建設工事に關し12年以上実務の経験を有する者のうち、屋根工事業に係る建設工事に關し8年を超える実務の経験を有する者		
電 気 工事業	電気工学又は電気通信工学に関する学科	1 法による技術検定のうち検定種目を電気工事施工管理とするものに合格した者 2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を電気電子部門、建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を電気電子部門又は建設部門に係るものとするものに限る。）とするものに合格した者 3 電気工事士法（昭和35年法律第139号）による第1種電気工事士免状の交付を受けた者又は第2種電気工事士免状の交付を受けた後電気工事に關し3年以上実務の経験を有する者 4 電気事業法（昭和39年法律第170号）による第1種電気主任技術者免状、第2種電気主任技術者免状又は第3種電気主任技術者免状の交付を受けた者（同法附則第7項の規定によりこれらの免状の交付を受けている者とみなされた者を含む。）であって、その免状の交付を受けた後電気工事に關し5年以上実務の経験を有する者 5 建築士法第20条第4項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有することとなった後電気工事に關し1年以上実務の経験を有する者 6 建築物その他の工作物若しくはその設備に計測装置、制御装置等を装備する工事又はこれらの装置の維持管理を行う業務に必要な知識及び技術を確認するための試験で	1 法による技術検定のうち検定種目を1級電気工事施工管理とするものに合格した者 2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を電気電子部門、建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を電気電子部門又は建設部門に係るものとするものに限る。）とするものに合格した者	財団法人建設業振興基金の行った平成7年度又は平成8年度の電気工事技術者特別認定講習

	第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
		あつて規則第7条の19、第7条の20及び第7条の22において準用する第7条の5の規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（以下「登録計装試験」という。）に合格した後電気工事に関し1年以上実務の経験を有する者 7 社団法人日本計装工業会の行う平成17年度までの1級の計装士技術審査に合格した後電気工事に関し1年以上実務の経験を有する者		
管工事業	土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科	1 法による技術検定のうち検定種目を管工事施工管理とするものに合格した者 2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を機械部門（選択科目を「熱工学」又は「流体工学」とするものに限る。）、上下水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「熱工学」、「流体工学」又は上下水道部門若しくは衛生工学部門に係るものとするものに限る。）とするものに合格した者 3 技術士法による第二次試験のうち技術部門を機械部門（選択科目を技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成15年文部科学省令第36号）による改正前の技術士法施行規則（昭和59年総理府令第5号。以下「旧技術士法施行規則」という。）による「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」とするものに限る。）、又は総合技術監理部門（選択科目を旧技術士法施行規則による「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」とするものに限る。）とするものに合格した者 4 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級の建築板金（選択科目を「ダクト板金作業」とするものに限る。以下この欄において同じ。）、冷凍空気調和機器施工若しくは配管（選択科目を「建築配管作業」とするものに限る。以下同じ。）とするものに合格した者又は検定職種を2級の建築板金、冷凍空気調和機器施工若しくは配管とするものに合格した後管工事に関し3年以上実務の経験を有する者 5 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を1級の建築板金、冷凍空気調和機器施工、配管（検定職種を職業訓練法施行令の一部を改正する政令（昭和48年政令第98号。以下「昭和48年改正政令」	1 法による技術検定のうち検定種目を1級の管工事施工管理とするものに合格した者 2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を機械部門（選択科目を「流体工学」又は「熱工学」とするものに限る。）、上下水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「流体機械」、「暖冷房及び冷凍機械」又は水道部門若しくは衛生工学部門に係るものとするものに限る。）とするものに合格した者 3 技術士法による第二次試験のうち技術部門を機械部門（選択科目を旧技術士法施行規則による「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」とするものに限る。）、又は総合技術監理部門（選択科目を旧技術士法施行規則による「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」とするものに限る。）とするものに合格した者	財団法人全国建設研修センターの行った平成元年度又は平成2年度の管工事技術者特別認定講習

	第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
		という。)による改正後の配管とするものにあつては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限る。以下同じ。)、空気調和設備配管、給排水衛生設備配管又は配管工とするものに合格していた者 6 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を2級の建築板金、冷凍空気調和機器施工、配管、空気調和設備配管、給排水衛生設備配管又は配管工とするものに合格していた者であつてその後配管工事に關し1年以上実務の経験を有するもの 7 建築士法第20条第4項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有することとなつた後管工事に關し1年以上実務の経験を有する者 8 水道法(昭和32年法律第177号)による給水装置工事主任技術者免状の交付を受けた後管工事に關し1年以上実務の経験を有する者 9 登録計装試験に合格した後管工事に關し1年以上実務の経験を有する者 10 社団法人日本計装工業会の行う平成17年度までの1級の計装士技術審査に合格した後管工事に關し1年以上実務の経験を有する者		
タイル・れんが・ブロック工事業	土木工学、建築学に関する学科	1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理又は2級の建築施工管理(種別を「躯体」又は「仕上げ」とするものに限る。)とするものに合格した者 2 建築士法による1級建築士又は2級建築士の免許を受けた者 3 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級のタイル張り、築炉若しくはブロック建築とするものに合格した者又は検定職種を2級のタイル張り、築炉若しくはブロック建築とするものに合格した後タイル・れんが・ブロック工事に關し3年以上実務の経験を有する者 4 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を1級のタイル張り、タイル張り工、築炉、築炉工、ブロック建築若しくはブロック建築工とするもの又は検定職種をれんが積み若しくはコンクリート積みブロック施工とするものに合格していた者 5 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を2級のタイル張り、タイル	1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理とするものに合格した者 2 建築士法による1級建築士の免許を受けた者	

	第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
		張り工、築炉、築炉工、ブロック建築又はブロック建築工とするものに合格していた者であってその後タイル・れんが・ブロック工事に関し1年以上実務の経験を有するもの 6 平成24年3月31日時点で職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種をれんが積み又はコンクリート積みブロック施工とするものに合格していた者		
鋼構造物工事業	土木工学、建築学、又は機械工学に関する学科	1 法による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理若しくは2級の土木施工管理（種別を「土木」とするものに限る。）又は1級の建築施工管理若しくは2級の建築施工管理（種別を「躯体」とするものに限る。）とするものに合格した者 2 建築士法による1級建築士の免許を受けた者 3 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とするものに限る。）とするものに合格した者 4 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級の鉄工（選択科目を「製缶作業」又は「構造物鉄工作業」とするものに限る。以下同じ。）とするものに合格した者又は検定職種を2級の鉄工とするものに合格した後鋼構造物工事に関し3年以上実務の経験を有する者 5 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を1級の鉄工（検定職種を昭和48年改正政令による改正後の鉄工とするものにあつては、選択科目を「製罐作業」又は「構造物鉄工作業」とするものに限る。以下同じ。）又は製罐とするものに合格していた者 6 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を2級の鉄工又は製罐とするものに合格していた者であつてその後鋼構造物工事に関し1年以上実務の経験を有するもの	1 法による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理又は1級の建築施工管理とするものに合格した者 2 建築士法による1級建築士の免許を受けた者 3 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とするものに限る。）とするものに合格した者	財団法人全国建設研修センター及び社団法人日本建設機械化協会の行った平成元年度若しくは平成2年度の土木技術者特別認定講習又は財団法人建設業振興基金の行った平成元年度若しくは平成2年度の建築技術者特別認定講習
鉄筋工事業	土木工学、建築学、又は機械工学に関する学科	1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理若しくは2級の建築施工管理（種別を「躯体」とするものに限る。）とするものに合格した者 2 職業能力開発促進法による技能検定のう	法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理とするものに合格した者	

	第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
		ち検定職種を鉄筋施工とするものであつて選択科目を「鉄筋施工図作成作業」とするもの及び検定職種を鉄筋施工とするものであつて選択科目を「鉄筋組立て作業」とするものに合格した後鉄筋工事に関し3年以上実務の経験を有する者（検定職種を1級の鉄筋施工とするものであつて選択科目を「鉄筋施工図作成作業」とするもの及び検定職種を1級の鉄筋施工とするものであつて選択科目を「鉄筋組立て作業」とするものに合格した者については、実務の経験は要しない。） 3 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を1級の鉄筋組立てとするものに合格していた者 4 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を鉄筋施工とし、かつ、選択科目を「鉄筋施工図作成作業」とするもの及び検定職種を鉄筋施工とし、かつ、選択科目を「鉄筋組立て作業」とするものに合格していた者であつてその後鉄筋工事に関し1年以上実務の経験を有する者又は検定職種を2級の鉄筋組立てとするものに合格していた者であつてその後鉄筋工事に関し1年以上実務の経験を有するもの（検定職種を1級の鉄筋施工とするものであつて選択科目を「鉄筋施工図作成作業」とするもの及び検定職種を1級の鉄筋施工とするものであつて選択科目を「鉄筋組立て作業」とするものに合格していた者については、実務の経験は要しない。）		
ほ 装 工事業	土木工学、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科	1 法による技術検定のうち検定種目を建設機械施工又は1級の土木施工管理若しくは2級の土木施工管理（種別を「土木」とするものに限る。）とするものに合格した者 2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るものとするものに限る。）とするものに合格した者	1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建設機械施工又は1級の土木施工管理とするものに合格した者 2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るものとするものに限る。）とするものに合格した者	財団法人全国建設研修センター及び社団法人日本建設機械化協会の行った平成元年度又は平成2年度の土木技術者特別認定講習
しゅん せつ工 事業	土木工学又は機械工学に関する学科	1 法による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理又は2級の土木施工管理（種別を「土木」とするものに限る。）とするものに合格した者	1 法による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理とするものに合格した者 2 技術士法による第二次試験	

	第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
		2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの又は「水産土木」とするものに限る。）とするものに合格した者 3 土木工事業及びしゅんせつ工事業に係る建設工事に関し12年以上実務の経験を有する者のうち、しゅんせつ工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者	のうち技術部門を建設部門、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの又は「水産土木」とするものに限る。）とするものに合格した者	
板金工事業	建築学又は機械工学に関する学科	1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理又は2級の建築施工管理（種別を「仕上げ」とするものに限る。）とするものに合格した者 2 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級の工場板金若しくは建築板金とするものに合格した者又は検定職種を2級の工場板金若しくは建築板金とするものに合格した後板金工事に関し3年以上実務の経験を有する者 3 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を1級の板金、工場板金、建築板金、打出し板金又は板金工とするものに合格していた者 4 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を2級の板金、工場板金、建築板金、打出し板金又は板金工とするものに合格していた者であってその後板金工事に関し1年以上実務の経験を有するもの	法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理とするものに合格した者	
ガラス工事業	建築学又は都市工学に関する学科	1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理又は2級の建築施工管理（種別を「仕上げ」とするものに限る。）とするものに合格した者 2 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級のガラス施工とするものに合格した者又は検定職種を2級のガラス施工とするものに合格した後ガラス工事に関し3年以上実務の経験を有する者 3 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を1級のガラス施工とするものに合格していた者 4 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を2級のガラス施工とするものに合格していた者であってその後ガラス工事に関し1年以上実務の経験を有するもの	法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理とするものに合格した者	

	第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
		5 建築工事業及びガラス工事業に係る建設工事に関し12年以上実務の経験を有する者のうち、ガラス工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者		
塗 装 工事業	土木工学又は建築学に関する学科	1 法による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理若しくは2級の土木施工管理（種別を「鋼構造物塗装」とするものに限る。）又は1級の建築施工管理若しくは2級の建築施工管理（種別を「仕上げ」とするものに限る。）とするものに合格した者 2 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級の塗装とするものに合格した者若しくは検定職種を路面標示施工とするものに合格した者又は検定職種を2級の塗装とするものに合格した後塗装工事に関し3年以上実務の経験を有する者 3 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を1級の塗装、木工塗装、木工塗装工、建築塗装、建築塗装工、金属塗装、金属塗装工若しくは噴霧塗装とするもの又は検定職種を路面標示施工とするものに合格していた者 4 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を2級の塗装、木工塗装、木工塗装工、建築塗装、建築塗装工、金属塗装、金属塗装工又は噴霧塗装とするものに合格していた者であってその後塗装工事に関し1年以上実務の経験を有するもの	法による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理又は1級の建築施工管理とするものに合格した者	
防 水 工事業	土木工学又は建築学に関する学科	1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理又は2級の建築施工管理（種別を「仕上げ」とするものに限る。）とするものに合格した者 2 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級の防水施工とするものに合格した者又は検定職種を2級の防水施工とするものに合格した後防水工事に関し3年以上実務の経験を有する者 3 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を1級の防水施工とするものに合格していた者 4 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を2級の防水施工とするものに合格していた者であってその後防水工事に関し1年以上実務の経験を有するもの 5 建築工事業及び防水工事業に係る建設工事に関し12年以上実務の経験を有する者のうち、防水工事業に係る建設工事に関し	法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理とするものに合格した者	

	第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
		8年を超える実務の経験を有する者		
内装仕上工事業	建築学又は都市工学に関する学科	1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理又は2級の建築施工管理（種別を「仕上げ」とするものに限る。）とするものに合格した者 2 建築士法による1級建築士又は2級建築士の免許を受けた者 3 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級の畳製作、内装仕上げ施工若しくは表装とするものに合格した者又は検定職種を2級の畳製作、内装仕上げ施工若しくは表装とするものに合格した後内装仕上工事に関し3年以上実務の経験を有する者 4 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を1級の畳製作、畳工、内装仕上げ施工、カーテン施工、天井仕上げ施工、床仕上げ施工、表装、表具又は表具工とするものに合格していた者 5 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を2級の畳製作、畳工、内装仕上げ施工、カーテン施工、天井仕上げ施工、床仕上げ施工、表装、表具又は表具工とするものに合格していた者であってその後内装仕上工事に関し1年以上実務の経験を有するもの 6 建築工事業及び内装仕上工事業に係る建設工事に関し12年以上実務の経験を有する者のうち、内装仕上工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者 7 大工工事業及び内装仕上工事業に係る建設工事に関し12年以上実務の経験を有する者のうち、内装仕上工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者	1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理とするものに合格した者 2 建築士法による1級建築士の免許を受けた者	
機械器具設置工事業	建築学、機械工学又は電気工学に関する学科	技術士法による第二次試験のうち技術部門を機械部門又は総合技術監理部門（選択科目を機械部門に係るものとするものに限る。）とするものに合格した者	技術士法による第二次試験のうち技術部門を機械部門又は総合技術監理部門（選択科目を機械部門に係るものとするものに限る。）とするものに合格した者	
熱絶縁工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科	1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理又は2級の建築施工管理（種別を「仕上げ」とするものに限る。）とするものに合格した者 2 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級の熱絶縁施工とするもの	法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理とするものに合格した者	

	第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
		に合格した者又は検定職種を2級の熱絶縁施工とするものに合格した後熱絶縁工事に関し3年以上実務の経験を有する者 3 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を1級の熱絶縁施工とするものに合格していた者 4 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を2級の熱絶縁施工とするものに合格していた者であってその後熱絶縁工事に関し1年以上実務の経験を有するもの 5 建築工事業及び熱絶縁工事業に係る建設工事に関し12年以上実務の経験を有する者のうち、熱絶縁工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者		
電気通信工事業	電気工学又は電気通信工学に関する学科	1 技術士法による第二次試験のうち技術部門を電気電子部門又は総合技術監理部門（選択科目を電気電子部門に係るものとするものに限る。）とするものに合格した者 2 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）による電気通信主任技術者資格者証の交付を受けた者であって、その資格者証の交付を受けた後電気通信工事に関し5年以上実務の経験を有する者	技術士法による第二次試験のうち技術部門を電気電子部門又は総合技術監理部門（選択科目を電気電子部門に係るものとするものに限る。）とするものに合格した者	
造園工事業	土木工学、建築学、都市工学又は林学に関する学科	1 法による技術検定のうち検定種目を造園施工管理とするものに合格した者 2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、森林部門（選択科目を「林業」又は「森林土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「林業」又は「森林土木」とするものに限る。）とするものに合格した者 3 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級の造園とするものに合格した者又は検定職種を2級の造園とするものに合格した後造園工事に関し3年以上実務の経験を有する者 4 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を1級の造園とするものに合格していた者 5 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を2級の造園とするものに合格していた者であってその後造園工事に関し1年以上実務の経験を有するもの	1 法による技術検定のうち検定種目を1級の造園施工管理とするものに合格した者 2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、森林部門（選択科目を「林業」又は「森林土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「林業」又は「森林土木」とするものに限る。）とするものに合格した者	財団法人全国建設研修センターの行った平成7年度又は平成8年度の造園技術者特別認定講習
さく井工事業	土木工学、鉱山学、機械工	1 技術士法による第二次試験のうち技術部門を上下水道部門（選択科目を「上水道及	技術士法による第二次試験のうち技術部門を上下水道部門（選	

	第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
	学又は衛生工学に関する学科	び工業用水道」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を「上水道及び工業用水道」とするものに限る。)とするものに合格した者 2 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級のさく井とするものに合格した者又は検定職種を2級のさく井とするものに合格した後さく井工事に関し3年以上実務の経験を有する者 3 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を1級のさく井とするものに合格していた者 4 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を2級のさく井とするものに合格していた者であってその後さく井工事に関し1年以上実務の経験を有するもの 5 登録地すべり防止工事試験に合格した後さく井工事に関し1年以上実務の経験を有する者 6 社団法人斜面防災対策技術協会又は社団法人地すべり対策技術協会の行う平成17年度までの地すべり防止工事士資格認定試験に合格し、かつ、地すべり防止工事士として登録した後さく井工事に関し1年以上実務の経験を有する者	択科目を「上水道及び工業用水道」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を「上水道及び工業用水道」とするものに限る。)とするものに合格した者	
建 具 工事業	建築学又は機械工学に関する学科	1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理又は2級の建築施工管理(選択科目を「仕上げ」とするものに限る。)とするものに合格した者 2 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級の建具製作、カーテンウォール施工若しくはサッシ施工とするものに合格した者又は検定職種を2級の建具製作、カーテンウォール施工若しくはサッシ施工とするものに合格した後建具工事に関し3年以上実務の経験を有する者 3 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を1級の木工(選択科目を「建具製作作業」とするものに限る。以下同じ。)、建具製作、建具工、カーテンウォール施工又はサッシ施工とするものに合格していた者 4 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を2級の木工、建具製作、建具工、カーテンウォール施工又はサッシ施工とするものに合格していた者であってその後建具工事に関し1年以上実務の経験を	法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理とするものに合格した者	

	第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
		有するもの		
水道施設工事業	土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科	1 法による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理若しくは2級の土木施工管理（種別を「土木」とするものに限る。）とするものに合格した者 2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を上下水道部門、衛生工学部門（選択科目を「水質管理」又は「廃棄物管理」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を上下水道部門に係るもの、「水質管理」又は「廃棄物管理」とするものに限る。）とするものに合格した者 3 技術士法による第二次試験のうち技術部門を衛生工学部門（選択科目を旧技術士法施行規則による「廃棄物処理（選択科目を技術士法施行規則の一部を改正する総理府令（昭和57年総理府令第37号。以下「昭和57年改正府令」という。）による改正前の技術士法施行規則（昭和32年総理府令第85号）による「汚物処理」とするものを含む。）とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を旧技術士法施行規則による「廃棄物処理」とするものに限る。）とするものに合格した者 4 土木工事業及び水道施設工事業に係る建設工事に関し12年以上実務の経験を有する者のうち、水道施設工事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者	1 法による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理とするものに合格した者 2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を上下水道部門、衛生工学部門（選択科目を「水質管理」又は「廃棄物管理」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を上下水道部門に係るもの、「水質管理」又は「廃棄物管理」とするものに限る。）とするものに合格した者 3 技術士法の規定による第二次試験のうち技術部門を衛生工学部門（選択科目を旧技術士法施行規則による「廃棄物処理（選択科目を昭和57年改正府令による改正前の技術士法施行規則による「汚物処理」とするものを含む。）とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を旧技術士法施行規則による「廃棄物処理」とするものに限る。）とするものに合格した者	
消防施設工事業	建築学、機械工学又は電気工学に関する学科	消防法（昭和23年法律第186号）による甲種消防設備士免状又は乙種消防設備士免状の交付を受けた者		
清掃施設工事業	土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科	1 技術士法による第二次試験のうち技術部門を衛生工学部門（選択科目を「廃棄物管理」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「廃棄物管理」とするものに限る。）とするものに合格した者 2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を衛生工学部門（選択科目を旧技術士法施行規則による「廃棄物処理（選択科目を昭和57年改正府令による改正前の技術士法施行規則による「汚物処理」とするものを含む。）とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を旧技術士法施行規則による「廃棄物処理」とするものに限る。）とするものに合格した者	1 技術士法による第二次試験のうち技術部門を衛生工学部門（選択科目を「廃棄物管理」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「廃棄物管理」とするものに限る。）とするものに合格した者 2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を衛生工学部門（選択科目を旧技術士法施行規則による「廃棄物処理（選択科目を昭和57年改正府令による改正前の技術士法施行規則による「汚物処理」とするものを含む。）とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を旧技術士法施行規則による「廃棄物処理」とするものに限る。）とするものに合格した者	

	第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
			則による「汚物処理」とするものを含む。）」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を旧技術士法施行規則による「廃棄物処理」とするものに限る。）とするものに合格した者	